

ブリック アンド ウッド クラブ 年会費規則

(目的)

第1条 この規則は、ブリック アンド ウッド クラブ (以下クラブという) 定款第17条第1項に定める年会費につき、その具体的な運用方法を定めることを目的とする。

(年会費納付の対象者)

第2条 年会費は、理事会により納付の免除を認められた会員を除くすべての会員が納付しなければならない。

(年会費の額及び納付先)

第3条 年会費は、毎年9月1日から翌年8月31日までの期間 (以下年度という) に対し、以下に記載のコースから会員がその一つを選択するものとする。(金額には消費税10%を含む)

コース別会員種別別年会費金額

金額は上段が一括払の場合の年額
下段が分割払の場合の月額

会員の種別		年会費規則により選択したコース			
		コースS	コースA	コースB	コースC
区分1	個人株主会員	367,000 円	152,000 円	77,000 円	50,000 円
	個人終身会員				
	法人株主会員	(分割払なし)	13,300 円	6,750 円	(分割払なし)
	法人終身会員				
区分2	個人株主会員 (家族会員付)	550,000 円	202,000 円	101,000 円	67,000 円
	個人終身会員 (家族会員付)				
	法人株主会員 (副会員付)	(分割払なし)	17,700 円	8,850 円	(分割払なし)
	法人終身会員 (副会員付)				

②前項の表の会員区分2の会員の場合に、個人会員・家族会員の一方又は法人の指定会員・副会員の一方の休会を理事会が承認した場合には、会員区分1の金額を適用する。

③親族会員規則により親族会員を付加した会員の年会費は、同規則第7条の規程による。

④前項の表の会員区分2の会員の場合に、家族会員・副会員が每期9月1日現在の年齢が24歳以下の場合には、会員区分1の金額を適用する。

⑤休会等の取扱いに関する規則に基づき年会費の納付を要する会員は、年会費3万円を一括払で納付するものとする。

⑥年会費の納付先は株式会社高滝リンクス倶楽部 (以下「会社」と言う) とする。

第3条の2 (特別年会費)

イ、平成27年9月1日から始まり、平成28年8月31日で終了する第20期 (会社の第30期)

に限り、定款第6条第3項に定める、普通会員は400,000円（消費税込）を、家族・副会員付の会員は600,000円（消費税込）を特別年会費として支払うものとする。

但し、平成27年5月1日現在の年会費納入義務のない休会者は、当面对象外とし復会の際支払うものとし、平成27年3月1日以降の入会者は対象外とする。

ロ、本条の納期限は、第4条の納付期限に関わらず平成27年11月30日とし、第5条の分割納付の規定に関わらず、半分を翌年同日とする分割払いが出来る。

ハ、本条については、第6条期中異動の規定は適用しない。

二、次のいずれかに該当する場合は、本特別年会費を納付する必要が無い。

ア、協賛金として普通会員300,000円、家族・副会員付の会員は450,000円を納めた場合。

イ、追加保証金①または追加保証金②として、普通会員は400,000円を、家族・副会員付の会員は600,000円を納めた場合。

ホ、納付した特別年会費は、自らが紹介した新入会員が、名義変更手数料を支払った場合等理事会が決定した場合に該当する時は、返還されるものとする。

ヘ、追加保証金の詳細、その他本条に関する運用の詳細については、理事会並びに会社取締役会が決定する。

(一括払での納付)

第4条 会員は、納付の方法として一括払を選択する場合には、10月末日までに現金またはクラブの指定するクレジットカード（以下クレジットカードという）により年額を納付しなければならない。

(分割払での納付)

第5条 会員は、納付の方法として分割払を選択する場合には、9月30日までにクラブ所定の書面をもって理事会に届け出なければならない。

②会員は、前項の届出を行う場合には、9月1日より届出を行った日の属する月までの月数に月額を乗じた額をクレジットカードにより納付した上で、翌年8月までの各月に対応する月額を順次クレジットカードにより納付しなければならない。

(期中での異動処理)

第6条 同一の年度内に、年会費の額の変更を伴う異動が生じた会員の年会費の支払に関しては、その異動前後の年会費の額の増減に応じて次の各号の通り取り扱う。

1. 異動により年会費の額が増加する場合は、異動事由が発生した日の属する月以降から8月までの月数に対しその不足額を、一括払の場合は現金またはクレジットカードで一括して、分割払の場合は、クレジットカードで各月に支払わなければならない。

2. 異動により年会費の額が減少する場合は、異動事由が発生した日の属する月の翌月以降から8月までの月数に対しその超過額を、一括払の場合は現金で返金し、分割払の場合は各月の額を減額する。

(滞納I)

第7条 会員が第3条の2、第4条、または第5条に定める手続（以下納付手続という）を行わない場合には、理事会は催告を行う。

②前項の催告にもかかわらず、会員が催告の日から3カ月以上納付手続を行わない場合には、クラブ定款第19条の規定にもとづき、会員保証金から年会費の一括払の年額を控除し、年会費に充当する。

（滞納Ⅱ）

第8条 会員保証金の不足等の理由により、前条の処理が行えない場合は、クラブ定款第24条の規定にもとづき、理事会はその決議により、当該会員に一定期間ゴルフ場施設の利用を停止する。ただし、その情状に応じ戒告とし、または除名とすることを妨げない。

②前項の規定にもとづきゴルフ場施設の利用を停止した後、当該会員が年会費の一括払の年額を支払った場合、理事会は利用停止を解除する。ただし、解除することが適当でないとして理事会が判断する場合はこの限りでない。

（本規則の発効）

第9条 本規則は平成16年9月28日より有効とする。

（付則）

第10条 本規則は、理事会の決議により改定することができる。

以 上

（平成16年9月28日制定）（平成23年11月27日改定）（平成24年6月18日改定）

（平成26年4月1日改定）（平成26年5月1日改定）（平成27年7月27日改定）

（平成28年6月20日改定）（令和2年4月25日消費税変更に伴い改定）